

第3回長久手町市制施行名称等検討委員会 議事要旨

議 事 概 要	
会議の名称	第3回長久手町市制施行名称等検討委員会
開催日時	平成23年1月25日（火）午前10時00分～11時20分
開催場所	ながくてエコハウス 多目的室
出席者氏名	<p>18名中18名出席（五十音順）</p> <p>委員 浅野 美喜男 委員 飯田 悦夫 委員 内田 憲男 委員 加藤 具己 委員 加藤 義郎 委員 金田 礼市 委員 須江 規代 委員 鈴木 芳晴 委員 永草 基己 委員 花井 裕司 委員 羽根 しげ子 委員 樋口 ひろみ 委員 日比野 等 委員 平松 弘子 委員 水野 賢二 委員 山田 せつ子 委員 與語 芳樹（副委員長） 委員 吉田 濱一（委員長）</p> <p>町（事務局） 参事 三浦 次郎 まちづくり推進部長 鈴木 孝美 企画政策課長 加藤 正純 市制施行準備室長 吉田 弘美 同市制係長 門前 健 同担当 大谷 悠</p>
欠席者氏名	なし
傍聴者人数	4人（うち1人は資料配布のみ）
会議の公開・非公開	公 開
審議の概要	<p>市の名称について</p> <p>市制施行の時期について</p> <p>住所表示の方法について</p>
問 合 先	<p>長久手町まちづくり推進部企画政策課市制施行準備室</p> <p>0561 - 63 - 1111 内線 253 0561 - 56 - 0600（直通）</p>

■ 委員長あいさつ

委員長

本日は、お忙しい中、市制施行名称等検討委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は、2月の答申に向けて、3つの協議事項を決めていきたい。将来に向かって、長久手がどういうふうになればよいかを考えると、市制移行は重要なことである。全会一致で決まれば最も良いが、十分な審議を頂きながら進めていきたい。

■ 議題1 協議事項(1)市の名称について

委員長

まず、議題1 協議事項(1)「市の名称」について、案が示されているので、事務局より案の説明をお願いします。

事務局

(市の名称に関して、前回委員会では特に意見がなかったため、これまでの町のスタンスやアンケート結果に基づき、資料1「市の名称(案)」により、市の名称は「長久手市」とする旨、説明。)

委員長

それでは、ただいまの事務局からの説明に対し、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員長

特にないようであれば、本委員会としての方針を決定していく。市の名称について、案のとおり「長久手市」としてよいと考える委員は挙手をお願いします。

(全委員が挙手)

委員長

それでは、全委員が案に賛成であるため、本委員会の結論として、市の名称は「長久手市」とします。

■ 協議事項(2)市制施行の時期について

委員長

それでは、「協議事項(2)市制施行の時期」について、案が示されていますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

（市制施行の時期について、前回委員会では通常の手続きを経ていけば平成 24 年 1 月以降となる旨説明し、説明に対する意見や質問を紹介し、それらを踏まえて、資料 2「市制施行の時期（案）」に基づき、市制施行の時期は「平成 24 年 1 月 4 日」とする旨、説明。）

委員長

それでは、ただいまの事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

委 員

前回の委員会で、確かに長湫南部土地区画整理事業の換地と市制の時期とを合わせてほしいと申し上げた。市制と町名変更とで、短い期間に住所変更が 2 回発生するため、手続きが煩雑になるし、住民からの反発も想定される。そうした苦難があるかという点は申し上げておきたい。

事務局

区域内の住民と法人には煩雑な事務をお願いすることになる。住所変更が 2 回発生する点は、十分説明していく。長湫南部土地区画整理事業の換地は平成 25 年度と聞いている。一方、市制は平成 23 年度であり、2 年のブランクが発生するため、何とかご理解いただきたい。

委 員

自治会からは、市制の時期に関する意見や要望は聞いていない。住民の意向も大切だが、事務的な手続きによって平成 24 年 1 月 4 日がよいのかを再度伺いたい。

事務局

第 2 回委員会の資料として「市制施行に係る事務手続きの流れ」を示し、国や県との事前協議や町議会への提案、県議会の承認という流れを経ていけば、平成 23 年 12 月までに事務手続きが完了するので、この時期になることを申し上げた。

事務局

現在、役場の情報セキュリティーはコンピューター管理をしている。こうしたコンピューターシステムを無理なく無駄なく移行させるには、相当の期間が必要となる。従って、年末年始の休業日の間に移行作業を完璧に整え、シミュレーションした上で 1 月 4 日には住民票

や印鑑証明などが発行できるようにしていきたい。また、固定資産税や都市計画税は1月1日が課税の基準日となるため、1月1日に移行すると直ちに課税に影響してしまうが、1月4日だと課税に影響するのは1年後となる。

委員

固定資産税や都市計画税は、3年に1度の評価替えがあり、平成24年はちょうどその年になるかと思うが、次回の評価替えは「町」としての評価になるのか、それとも「市」としての評価となるのか。

事務局

ご発言のとおり、平成24年度は評価替えとなるが、その課税は平成25年度からとなるため、1年遅れる形になる。また、市への移行によって影響するのは、市街化区域内にある農地のみであり、大半の住民には影響はないものと考えている。

委員

事務的に進めれば平成24年1月4日となるとのことであったが、これを見送るとさらに1年後となり、今から2年後になってしまう。市になることは住民も決定的だと認識しているため、平成24年1月4日の移行は適切な時期と考える。本委員会の答申は2月であるが、住民に周知されるのはいつか。できるだけ早く周知することが大切であると考え。どういう時期にどういう手続きをしなければならないかというマニュアルのようなものを住民に示していくべきである。

事務局

周知のタイミングとしては、6月に町を市にする議案を町議会に提案していく。そこで市の名称と市制施行の時期が明確になるため、この議決以降にPRしていきたい。また、市制移行に伴う手続きについては、住民や法人向けにパンフレットを作成し、9月以降に全戸配布していく予定である。

事務局

みよし市の事例があるため、同じタイミングになるかと思う。同市は本町よりも法人が多いが、特に混乱はなかったようであるため、こうした先行例を参考にしていきたい。

委員

住民への周知は広報が最も身近である。市制に関する進み具合なども逐一知らせていただ

きたい。

事務局

これまでと同様、広報やホームページで周知していく。また、手続きのパンフレットは全戸に配布していく予定であり、十分な周知に努めていきたい。

委員長

この件に関しても、概ね理解していただいていると認識しているが、他に意見がないようであれば、採決に移りたい。市制施行の時期について、案のとおり「平成24年1月4日」としてよいと考える委員は挙手願います。

(全委員が挙手)

委員長

それでは、全委員が案に賛成であるため、本委員会の結論として、市制施行の時期は「平成24年1月4日」とします。

■ 協議事項（3）住所表示の方法について

委員長

それでは、「協議事項（3）住所表示の方法」についても案が示されているため、事務局より説明をお願いします。

事務局

（今回は、アンケートにおける地域別の結果を基に素案を示し、賛否両論の意見があったが、長期的な視野に立って考えれば、素案では長久手全体としての一体感に欠けてしまうこと、住所表示を統一するのは市制移行が唯一の機会であることなどから、すべての地区で同一の住所表示として統一感を持たせ、併せて日常生活の利便性も向上させるため、資料3「住所表示方法（案）」により、現在の字名のみ表記とし、各地区における実際の住所表示方法を資料4「市制施行に伴う住所表示（案）」で示し、説明。）

委員長

それでは、ただいま事務局から、住所表示方法案が示された。前回では、素案として、今回の参考資料に該当するパターンを提示していたが、今回は、前回の意見を踏まえて、短縮化する案が提示された。その理由として、

「今の住所表示は一体感に欠ける」

「統一感を持たせるには、大字名を削除し、現字名のみを表記して簡潔化する」

「簡潔化することによって、利便性も向上させることができる」

「市制移行が、町全体で住所表示の統一化を図る唯一の機会である」

ということであった。今、統一化し、短縮化しておかなければ、後で変えようとしてもなかなかできないかとも思う。結果的には、アンケートの全体結果に基づいた案となったが、この点について、ご意見・ご質問がある方は挙手願います。

委員

前は、大字岩作、大字前熊、大字熊張は、大字名と字名を併記した案が示され、安心していった。住民アンケートでも、岩作では 40.6%が併記案に賛成している。今回示された案の趣旨は理解できるが、大字名を削除することになると、岩作住民からは意見が出されることが予想されるが、そうした際にどのように対応していくのか。また、大字名が消えると区会運営への影響も懸念されるが、町としてどのように考えているのか。さらに、公共的団体として、消防団には岩作分団があるが、そうした表示はどのように考えているか。

事務局

委員会からの答申を受けて町の方針を決定し、広報や自治会の回覧などで周知していく予定であるが、様々な反応が予想されるため、そうした意見については町で取りまとめて対応していく。

事務局

今回の案は、単に住所の表示を短くするものであって、今ある組織を改編する予定はない。従って、岩作区、大草区、北熊区、前熊区などの区会や長湫の各自治会連合会などの区域や名称を変える予定はないし、分団も同じである。現在でも自治組織については、本町では要綱の規定により区長を委嘱しているが、条例や規則で定めている市町もあり、資料 4 の一覧のような地名で言うと、例えば「岩作区として岩作区長を置く」というように、将来の自治組織の形態を町の規則で定めておく方法もある。また、団体名について、例えば「上郷」という地名は、上郷村が存在した明治 21 年から 39 年までしか使用されなかったが、消防団の分団名はいまだに上郷分団である。また、大草区と北熊区は、両村が明治 11 年に合併して熊張村となった後もエリアも変えずに区として続いている。こうした地元の組織や集会場などの施設、文化財などの表記について、整理は必要だが住所表示とは関係ないため、変更はしない。

委員

資料4を見ると、地名が重複するところは「岩作下田」「前熊下田」「熊張下田」など大字名と字名が併記となっており、こうした地域では十分な短縮化が図られていないため、例えば「北下田」「南下田」「東下田」など、少しでも短縮化できるような方法は考えられないか。

事務局

今回の案では、基本的に字名自体の変更は考えておらず、地名の重複を回避するため、同一の字名が存在する場合は、大字名と字名とを併記することで、どこの「下田」なのかが分かるように配慮した。

委員

個々の地名について、漢字では読めるが、「熊張」の場合、「くまはり」と読む人もいれば「くまばり」と読む人がいる。また、「〇〇廻間」の場合、「はざま」と読んだり「ばさま」と読んだり、読み方が統一されていない。「泥亀首」もなかなか「とちくび」と読める人はいない。また、「櫛木」など難解な地名についてもなかなか書けない。「栢木」とするなど、この際、個々の地名について読み方や字なども統一してはどうか。

事務局

先ほど、今後はパンフレットで周知していくと言ったが、その中で旧住所や新住所、読み方を示していく。

委員

登記関係の手続きはどうなるのか。

事務局

登記簿のうち、表題部にある土地・建物等の所在地は法務局の職権で変更する。また、所有者の住所欄については、市に移行しても変更手続きをしないと現状のままであるが、町から市になった場合、法律で「町を市とみなす」読み替え規定があるため、町のままであっても、一般的には変更する必要はない。ただし、それが気になる方はご自分で手続きをしていただくことになる。

委員

大字岩作、大字前熊、大字熊張の方の昔からの思いを考えると、住所表示が短くなるのも一理あると思う一方、同一の地名のみ大字名が残り、それ以外は大字名を削除する点について

ては不自然な気がする。字名を変えて全く違う表示にするなら分かるが、やはり腑に落ちない。

事務局

今回は住所表示のみを変更するのであって、区の単位を変えるつもりはないし、重複する地名のみ、区の名称を借りて表記していくこととなる。あくまで住所表示の仕方のみの変更であり、町全体でも、より短くという住民の意向が最も多かったので、そうした表示にしていくものである。また、上郷保育園や上郷分団など、各地域における団体や公共施設の名称は地域の資産として今後も残していく。

委 員

法人の立場で申し上げると、住所表示は短縮してほしい。参考資料にあるように、大字名と字名を併記する方法の場合、膨大な変更作業が伴うため、勘弁していただきたい。資料 4 のように短縮化すれば、最低限の作業で済む。大字、字のつかない住所に住んでいる方が大半であるため、そちらと同一の方法でよいと考える。同一の地名が存在する場合の住所表示について、大字長湫では重複するところも大字名を削除するなど、ルールが一定していないように思われるが理由があるのか。

事務局

大字長湫の場合、元々のこの地区に住んでいる住民のうち、7～8割は既に大字、字が削除された地域に住んでいること、大字長湫の住民の6割以上が住所表示の短縮化を望んでいることを踏まえて、同一の地名が存在する場合においても、大字長湫については、大字名を削除し、字名のみとした。

委 員

大字熊張では、昔は連番で地番を設定していたが、今回の住所表示の変更に伴い、地番はどうなるのか。また、住所表示に伴い、郵便番号はどのようになり、どのように周知していくのか。

事務局

今回は、地番の変更は考えていない。

委 員

郵便番号について、大字名がなくなることに伴い、すべての地名に郵便番号を付設するこ

とになり、大字、字のない地区も含め、全部で約 200 の郵便番号となる。現在、長久手町が使用している「480-11」はすでに空きがなく、これ以上は使用できない。県内では、武豊町が「470-23」と「470-25」を使用している。「480-12」は瀬戸市の品野で使用しているため、新たな町名となるところについては、「480-13」～「480-14」を付設することが一つの案となる。従って、市制施行後は、「480-11」「480-13」「480-14」が長久手市としての郵便番号になる可能性がある。ただし、郵便事業株式会社の本社が決定していくため、あくまで長久手支店としての案である。周知方法については、役場と協議して決定していきたい。

委 員

住所表示についても、住民説明会やアンケートで住民からの意見はある程度出尽くしていると考えため、自治会から改めて意向を確認することは考えていない。

委 員

自治組織の表現に関して、条例や規則で長湫、岩作、前熊、大草、北熊の各地区の自治組織が明確になるような形にしていきたい。前回までは、大字名を残した方がよいのではと思っていたが、統一した住所表示にした方がよいという考えに変わってきている。

委員長

自治組織をどうしていくかについて、先ほど事務局から条例や規則で固めていくことも検討していきたいと発言があった。これまでの意見を聞くと、案に対する強い反対意見は見受けられなかったため、他に意見がなければ採決に移りたい。住所表示の方法について、案のとおり「現在の字名のみ表記」としてよいと考える委員は举手願います。

(全委員が举手)

委員長

それでは、全委員が案に賛成であるため、本委員会の結論として、住所表示の方法は「現在の字名のみ表記」とします。これで、本日の議事はすべて終了しました。次回は、答申案について協議します。それでは議事の進行を事務局にお返しします。

事務局

第 3 回長久手町市制施行名称等検討委員会を終了します。本日は、お疲れさまでした。